

令和4年度 第3回 八千代市通学区域審議会記録

日 時 令和5年3月1日 17時30分から18時30分
場 所 八千代市教育委員会大会議室
議 題 諮問「市立みどりが丘小学校の児童数の増加が見込まれるため、同校の通学区域を変更し、適正化を図る」に対する答申について

公開又は

非公開の別 公開

出席者 <以下敬称略>

村山和一，鷹野元嗣，綱島照雄，服部直也，伊藤勝巳，森千恵子，
嶺岸秀一，市村順一郎

事務局 教育次長 設楽憲一，教育総務課長 原武司，学務課長 兒玉健司，
指導課長 高原敬介，保健体育課長 宮崎幸子
事務局員 渡邊和紀，片桐庸至，宮崎佑太

傍聴者定員 3名

傍聴者 0名

審議会長 本日は皆さん，お忙しいところ第3回の通学区域の審議会に，ご出席をいただきまして大変ありがとうございます。本日は1名の委員が所用のため欠席という連絡がございましたが，過半数に達しておりますので，八千代市通学区域審議会規則第5条第2項の規定により，当審議会が成立していることを申し上げます。ただいまより，令和4年度第3回八千代市通学区域審議会を開会いたします。

それでは協議に移ります。まず，諮問「市立みどりが丘小学校の児童数の増加が見込まれるため，同校の通学区域を変更し，適正化を図る」に対する答申について事務局より説明をお願いいたします。

事務局員 本日の議題は，諮問「市立みどりが丘小学校の児童数の増加が見込まれるため，同校の通学区域を変更し，適正化を図る」に対する答申について，皆様にご審議をお願いいたします。

初めに前回までの審議会の内容について確認をさせていただきます。前の画面をご覧ください。

第1回審議会では，左側の現在のみどりが丘小学校の学区から，緑が丘西1丁目，建設中の大型集合住宅を除く緑が丘西2丁目，そしてみどりが丘小学区の吉橋，この三つの地域を変更する案について，ご意見をいただき，第2回審議会の前に現地の状況を視察するということになりました。

第2回の審議会では，通学区域の変更予定地域，こちらの3か所からの現地視察を行い，通学路の整備状況や安全状況についてご意見をいただきました。

次に，緑が丘西2丁目に建設中の大型集合住宅の通学区域について，現在，西高津小学校となっておりますが，校舎新設に伴い，大型集合住宅付近の学校の状況が大きく変化するということから，大型集合住宅の通学区域を変更することについてご意見をいただきました。

最後に，校舎建設予定地付近の大和田新田の児童の通学区域の扱いについて，新設される校舎の施設形態が，分離新設校となった場合，新木戸小学校区であります。申請をすれば，可能な限り分離新設校も選択できる学区とすることについて，ご意見をいただきました。

以上が前回までの審議の流れの流れになります。

審議会長 ありがとうございます。続いてお願いいたします。

事務局員 続きまして前回の審議会にて質問がございました，登下校の時間帯の様子を事務局で調査して参りましたので報告いたします。

調査を行った地点は3か所になります。

まず、A地点が主要地方道印西船橋線に沿った大型ショッピングセンター前の歩道、B地点が主要地方道印西船橋線から新木戸小学校へと繋がっている交差点、最後にC地点ですが、主要地方道千葉鎌ヶ谷松戸線の東葉高速鉄道高架下になります。調査した時間帯は7時25分から8時5分と、15時30分から16時10分までの登下校の時間帯に合わせて、調査をしてきました。

まずA地点になりますが、こちらの写真のように歩道も広く整備されております。自転車の通行もありますが、登下校について大きな影響はないものと考えられます。また、当然ながら新木戸小学校の児童も歩いている歩道なので、新木戸小学校と同じように児童の歩き方については指導していくことが必要になってくると考えられます。

続きましてB地点でございますが、交通量の多い交差点になりますが、歩道の幅も広く、横断歩道及び歩車分離式の信号機、さらには待機場所も十分にスペースがあると考えられます。これらのことから児童の歩行に影響はないと考えられます。自転車の通行についてもあまり多くなく、安全面に影響はないと考えられます。

続いてC地点になりますが、こちらは前回の審議会でも車の通り抜けが多いことと、さらにコンテナが死角になるということで安全面において心配であるというご意見をいただいた場所になります。こちらの主要地方道千葉鎌ヶ谷松戸線になりますが交通量も多く、さらに高架下脇の道路、画面で黄色で示した道路になりますが、こちらを抜けて合流してくる車も実際にございました。千葉鎌ヶ谷松戸線を横切るような、横断歩道と押しボタン信号機が設置されております。しかし、こちらの黄色で示した高架下の道路を渡るような横断歩道と信号機は設置されておられません。また、前回のご意見の中にもありましたが、ここを渡った後の滞留場所、子供たちが待つ場所がなくて危険ではないかという話がありましたが、こちらの場所にスペースを設けるとするのは非常に難しいと考えられます。このため、滞留スペースを確保することが難しいということは、こちら側の手前の道路ではなく反対側のゴルフ練習場側の道路を通行の方が安全ではないかと考えております。

そこでこちらの交差点については、まず、高架下脇を通る横断歩道と信号機の設置、こちらが必要になると考えられますので、そちらの要望をしていく必要があると考えております。さらには通学路も反対側のゴルフ練習場側を通って行く通学路を検討していく必要があると考えられます。

以上で報告終わります。

ありがとうございました。

審議会長

ただいま第1回目第2回目の審議会に沿って、皆さんからご意見をいただき、現地調査等を行ったことについての報告でございました。

このことについて委員の皆様、ご意見等がございましたらご発言をお願いいたします。

(質問・意見なし)

ありませんか。それでは無いようですので本日の議題、諮問「市立みどりが丘小学校の児童数の増加が見込まれるため、同校の通学区域を変更し、適正化を図る」に対する答申についてになります。

事務局の説明の前に、答申案を委員の皆様にお配りをしていただきたいと思います。それでは事務局より説明をお願いいたします。

事務局員

それでは、答申案の確認をいたしますが、最初にご報告がございました。

前回の第2回の審議会の後に、新設される校舎の施設形態がみどりが丘小学校の分離新設校とする決定がなされました。それを受け答申書には、新設される校舎について、分離新設校と表記させていただいております。それでは答申案を読み上げさせていただきます。

(以下 答申のとおり読み上げた)

西八千代地区の開発に伴う市立みどりが丘小学校の通学区域について(答申案)

このことについて、令和4年12月22日教学第997号で諮問のあった「市立みどりが丘小学校の児童数の増加が見込まれるため、同校の通学区域を変更し、適正化を図る」について、別紙のとおり答申いたします。

1 諮問内容

- (1) 諮問された日
令和4年12月22日
- (2) 内 容
「西八千代地区の開発に伴う市立みどりが丘小学校の通学区域について」
市立みどりが丘小学校の児童数の増加が見込まれるため、同校の通学区域を変更し、適正化を図る。
- (3) 答申希望時期
令和5年3月

上記諮問に基づき、西八千代地区の小学校の通学区域について、令和4年12月22日、令和5年1月31日、3月1日に会議を開催した。

2 答申

緑が丘西1丁目6番地から17番地、緑が丘西2丁目（現在、市立西高津小学校の通学区域となっている緑が丘西2丁目12番2及び16の大型集合住宅を含む）、及びみどりが丘小学校区の吉橋を、市立みどりが丘小学校（以下「みどりが丘小学校」という。）の通学区域から大和田新田1100-1付近に建設される学校（以下「分離新設校」という。）の通学区域に変更する。

※該当の住所・地番は、別紙1の斜線の区域

※分離新設校開校年度の4月1日から施行

- (1) 変更に対する配慮
通学路上の必要な箇所への通学路の整備、スクールガード等の配置等、登下校の安全確保に努めること
- (2) 就学指定校の選定
別紙2(5)エに記載の意見及び確認した事項を基に、次のア、イの理由からみどりが丘小学校区の緑が丘西1丁目6～17番地、緑が丘西2丁目、みどりが丘小学校区の吉橋について、分離新設校を就学指定校とする。
また、緑が丘西2丁目12番2及び16の大型集合住宅（以下「新大型集合住宅」という）の就学指定校については、現在市立西高津小学校（以下「西高津小学校」という）となっているが、ウの理由から今回の分離新設校の設置に合わせて就学指定校を分離新設校に変更する。
ア 分離新設校への通学距離が通学区域設定の原則に基づいていること。
イ 分離新設校への通学路の大部分が広い歩道であること。
ウ 新大型集合住宅の児童の通学に係る負担等を少なくできること。

(3) 付 記

以下について、検討することを求める。

- ア 分離新設校は、みどりが丘小学校の大規模化への特別な対策として設置するものであることから、元に戻す時期や条件、又それに伴う通学区域の変更等を、事前に定めておくことについて検討すること
- イ 新大型集合住宅における、分離新設校が開校するまでの期間の通学区域の扱いについて検討すること
- ウ 分離新設校建設予定地付近の新木戸小学校区内における大和田新田の一部地域については、分離新設校の教室数に影響を与えない範囲で、可能な限り分離新設校を申請により選択ができることについて検討すること

3 審議経過

当審議会の審議経過は、別紙2のとおりである。

一度ここで切らせていただきます。

審議会長 ありがとうございます。ただいま、答申について説明をしていただきました。今までの説明の中で何かご意見等ございましたら、皆様ご発言をお願いします。ございますか。

(質問・意見なし)

それでは無いようでございますので、続けて説明をお願いいたします。

事務局員 それでは、別紙2の審議経過について説明させていただきます。

(以下 別紙2 令和4年度 八千代市通学区域審議会の審議経過を読み上げた)

(1) 現在の西八千代地区の状況

西八千代地区は、一戸建て住宅及び集合住宅の建設が進行中であることから、児童数は急増している。これを受け、教育委員会では、調査研究事業者の協力を得て、関係部局と連携し、令和23年度までの西八千代地区の児童生徒数の推計に取り掛かった。令和4年2月にまとめた推計業務報告書によると令和8年度にはみどりが丘小学校の学級数が、保有教室数を大きく上回る見込みである。この状況に対応するため、令和4年4月に副市長を長とした全庁横断的な組織である西八千代地区小中学校等対策検討委員会（以下「検討委員会」という）を立ち上げ、基本的な方針を定めることとした。そして同年10月、検討委員会において基本的な方針を定めた。大和田新田1100-1付近に小学校の校舎を建設する方針決定を受け、みどりが丘小学校の過大規模化を解消するため、同校の通学区域の一部を変更し適正化を図るため、本審議会に諮問されたものである。

(2) みどりが丘小学校の通学区域から変更する区域

分離新設校の設置により、生じる通学区域の変更については、地区内の児童の通学に係る負担ができる限り小さくなるようにすると検討委員会で方針が定められた。これを受け、みどりが丘小学校区のうち、分離新設校に近い南側の緑が丘西1丁目6～17番地、緑が丘西2丁目（新大型集合住宅を含まない）、みどりが丘小学校区の吉橋の3つの地区の通学区域を変更する案について審議を行った。

(3) 新大型集合住宅に居住する児童の就学指定校について

ア 現在の就学指定校を定めた経緯について

新大型集合住宅に居住する就学児童（以下「新児童」という）の就学指定校をみどりが丘小学校とした場合、みどりが丘小学校の保有教室数では収まらないことから、新児童の就学指定校を令和3年度八千代市通学区域審議会の答申を経て、西高津小学校とすることが定められた。

イ 就学指定校の変更について

令和3年度の八千代市通学区域審議会答申では、西八千代地区の児童数の推移を注視し、適宜、変更地域の就学指定校を検討することとされており、今回、就学指定校の西高津小学校よりも新大型集合住宅に近い場所に分離新設校が建設される方針が定められたことにより、新児童の通学に係る負担等を少なくするために就学指定校の変更をするものとして審議を行った。

(4) 分離新設校建設予定地の付近に居住している児童の通学の扱いについて

今回の通学区域変更はみどりが丘小学校の過大規模化を解消するために行われるものであるが、分離新設校建設予定地（大和田新田1100-1）は、新木戸小学校区にあり、現在建設予定地区付近に居住している児童や保護者のことを考えると、より近い校舎に通学を希望する可能性もある。そのため、新設校舎建設予定地の大和田新田（新木戸小学校区の大和田新田の西側）に居住している児童については、申請をすれば分離新設校の保有教室数に影響を与えない範囲で、可能な限り分離新設校へ通学できるものとして審議を行った。

(5) 通学路の現地視察

1月31日に通学区域変更地区から分離新設校建設予定地までの通学路を実際に歩き、確認した。経路は次の通りである。

- ア 緑が丘2丁目1番地1の交差点から主要地方道船橋印西線に沿って、緑が丘西1丁目4番地1の交差点までの歩道
 - イ 緑が丘西1丁目4番地1の大型集合住宅前を通り、緑が丘西1丁目6番地と緑が丘西2丁目の間を通り、緑が丘西1丁目11番地まで
 - ウ 緑が丘西1丁目13番地から隣接市との境界を通り、主要地方道千葉鎌ヶ谷松戸線を東葉高速鉄道高架下まで進み、主要地方道船橋印西線へ抜ける路地を通り、主要地方道船橋印西線から分離新設校建設予定地まで
- エ 分離新設校への通学路の検証

分離新設校の通学路について、意見及び確認した事項は以下のとおりである。

- (ア) 大部分が広く、歩きやすい安全な歩道がある。
- (イ) 通学距離は通学区域設定の原則の範囲内である。
- (ウ) 駅へ急ぐ自転車及び歩行者と接触する事故が心配である。
- (エ) 東葉高速鉄道高架下の交差点は交通量が多く、横断歩道及び歩行者用の信号機の設置が必要である。なお、信号機については歩車分離式信号機の設置が望ましい。
- (オ) 分離新設校建設予定地前の主要地方道船橋印西線の横断歩道に信号機の設置が必要である。

以上になります。

ありがとうございました。

審議会長 ただいま審議経過を最初から最後まで説明をいただきました。このことについて何かご意見等ございましたら、ご発言をお願いいたします。

審議委員 (4)の新設校舎建設予定地の大和田新田で、可能な限り分離新設校へ通学できるものとして審議を行ったこととありますが、この審議は今後の課題になりますでしょうか。学校ができあがってから、みどりが丘小学校に通う予定である児童が、新設校に通うと思うのですが、新木戸小学校に通っている児童の保護者に、何年生から何年生までを対象に、新設校に行ってもいいですよということを保護者に説明するのかどうかということまで審議をしないといけないのかなと思いますので、今後の課題になるのでしょうか。

事務局員 地域の保護者への説明はこれから必要になってくると考えられますので、状況を踏まえながら説明を行って、どこまでの学年が対象になっていくかということも含めて説明を行って参りたいと考えております。

審議会長 よろしいですか。

審議委員 はい。

審議会長 他にございますか。

審議委員 今お話しいただいたことと違うところに質問がありまして、新木戸小学校のエリアから新設の小学校に通うということで、今まで新木戸小に通っていた時とは、また別になったりするのかなと思います。その点でまた危険がないかというところを確認しなければいけないのかなと思いました。以上です。

審議会長 ただいまのご意見どうでしょうか。

事務局員 2人の委員から上がっている件につきましては、画面の地図で申し上げますと、右側の青い枠で囲まれている場所となります。

前回の審議会におきまして皆様にもご検討いただいたところですが、現在新木戸小学校区内に、黄色で囲んである分離新設校ができることから、分離新設校に至近の地図で囲んである青い部分については、申請があれば分離新設校に通っても構わないというご議論をいただいたところでございます。そのことを受けまして、改めてこの答申案の方を見ていただきたいと思いますのですが、(3)のウを読み上げます。「分離新設校建設予定地付近の新木戸小学校区内における大和田新田の一部地域については、分離新設校の教室数に影響を与えない範囲で可能な限り分離新設校を申請によ

り選択ができることについて検討すること」という形で、前回の皆様のご議論を基に文の中に落とし込むような形にさせていただきました。

つまり、今回の分離新設校はみどりが丘小学校の過大規模化に伴うみどりが丘小学校の分離の学校ですので、あくまでもみどりが丘小学校の子供たちが通う学校となります。ただし、その場所は新木戸小学区内にあるということで、その地域の至近にお住まいの皆様の希望があれば通っても構わないという特別な対応をするような形でどうかという案になっております。これらのことから、この付記は今後検討することを求めるという作りになっており、案文の形で答申がまとまるようであればこれで答申がなされ、今後、事務局の方でその扱いについて、具体的にどのようなのかを次年度以降検討します。その後来年度以降の通学区域審議会、このような考えでいかがでしょうかということをお伺いするような流れになると思います。

ちなみに委員さんがおっしゃっていた、どの学年が通うのかというような話も含めて、そこで話題になると思うのですが、前回の皆様のご議論を考えますと学年を区切るというよりは、希望がある方たちに可能な限り通学してもらえようとするという、この案文にあるようなことでイメージしております。私からの説明は以上ですが、もし何かありましたらぜひお願いいたします。

審議会長
審議委員
審議会長

ただいま説明をしていただきましたが、よろしいでしょうか。

はい。

他にございますか。ありませんか。

それでは、ただいまご意見等をいただいたことも含めて、答申書をこれからまとめていくわけですが、文章の方が整いましたら、私と副会長で改めてこの文章の確認をさせていただくということで一任させていただきます。よろしいでしょうか。

審議委員
審議会長

はい。

それでは一任させていただきますので、またそれについて、答申が全てでき上がりましたら、皆さんにご報告をさせていただきます。

その他報告等、何かございましたらお願いします。ありませんか。

審議委員

その他というところの一番最後に新設校への通学路の検証につけ加えていただきたいのですが、市教研の時の交通量について、各学校・地区ごとに車の出入りがすごく違うと思いますので、そのあたりの検証と、雪が降った場合とか、最近は気象状況が非常に変わりますので、逃げ場があるのかどうか。去年なのですが、八千代中学校でも雹が降った時に、子供たちを先生が止めていただいたのですが、それよりも早く出てしまった子たちがやはりおりまして、近くのコンビニエンスストアに逃げ込んだ子もいました。周りにお店とかあればいいのですけれど、新設校から考えると、住宅街で逃げ場がおそらくあまりないので、そのようなところを考えていただきたい。大型ショッピングセンターに入ってしまう方がいいのですけれども、そういうことの検証と、あとは夜遅くなる冬場も街灯があるのかどうかを検証していただきたいと思います。

審議会長

ただいまのご意見は答申案に、要望という形で載せていただければということです。

審議委員
審議会長

はい。

検討させていただきたいと思います。他にございませんか。

それ以外に何か教育委員会の報告等ございましたらどうぞ。ありませんか。

それでは以上で本日の審議会、すべての協議事項が終わりましたので、これにて第3回の八千代市通学区域審議会を終了させていただきます。本日は大変ありがとうございました。